

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 7 年 12 月 1 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借名（賃貸借内容については仕様書参照）

秋田市太平山自然学習センター無線機賃貸借

(2) 賃貸借場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

イ 市税に滞納がある者ではないこと。

ウ 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年秋田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和 7 年 12 月 19 日（金）午前 10 時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース

(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

- (3) 入札保証金および契約保証金(過去 2 年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除)

ア 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上

- (4) 契約日 落札が決定した日から令和 7 年 12 月 25 日(木)まで

- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 2 回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から同月10日（水）までとする。

ただし、休館日である令和7年12月8日（月）を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和7年10月1日以降に発行されたものであること。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 契約実績調書（様式2）

ウ 営業経歴書（様式3）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその

旨を通知する。

- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和7年12月17日（水）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）